

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目 次

◇ 告 示

保険医療機関の指定(二件)

被爆者一般疾病医療機関の指定

保安林の指定の解除予定

指定施業要件の変更予定の保安林(二件)

都市計画事業の事業計画の変更の認可

海岸保全区域の指定の一部改正

◇ 選管告示

政治団体の収支に関する報告書の要旨

告 示

鳥取県告示第千八百八十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十七年十二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
林循環器内科 消化器内科	鳥取市田園町四丁目一六八一	昭和五十七年十一月八日
駅南産婦人科ク リニック	鳥取市富安二丁目一三九一二	昭和五十七年十一月一日
池田外科医院	鳥取市興南町八一	昭和五十七年十一月五日
米子市休日急患 診療所	米子市久米町一三六	昭和五十七年十一月一日
足立産婦人科医 院	倉吉市上井二丁目一〇一七	〃
戸田 医 院	八頭郡那家町大字那家二三五	〃
足立 医 院	西伯郡淀江町大字淀江七九〇	昭和五十七年十一月十日
西川 齒科 医 院	米子市上福原一五九七一―一四 梅原ビル内	昭和五十七年十一月十三日
小林 齒科 医 院	八頭郡用瀬町大字鷹狩 七六七―四	昭和五十七年十一月一日

林 原 医 院	東伯郡赤碓町大字赤碓 一〇九二	〃
加藤外科医院	岩美郡岩美町大字河崎 二六六一三	昭和五十七年十一月八日

鳥取県告示第千八百八十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十七年十二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
芦川外科医院	鳥取市田園町四丁目三八七	昭和五十七年十一月十五日
上山整形外科医院	鳥取市湖山町東二丁目 一〇三	昭和五十七年十一月十六日
堀内診療所	鳥取市西品治新茶屋 七四九一三	昭和五十七年十一月十五日
前嶋眼科医院	鳥取市元町二二六	昭和五十七年十一月十八日
田 中 医 院	倉吉市上井町二丁目九一三	昭和五十七年十一月十五日

本家内科医院	八頭郡若桜町大字若桜 一三〇〇一	昭和五十七年十一月十九日
菊 川 医 院	八頭郡用瀬町大字別府 一〇二一一	昭和五十七年十一月十八日
清水歯科医院	鳥取市湯所町二丁目二三一	昭和五十七年十一月二十日
山本歯科医院	鳥取市扇町二二七	昭和五十七年十一月二十一日
森整形外科医院	米子市夜見町二一六〇	昭和五十七年十一月十五日

鳥取県告示第千九百九十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十七年十二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
渡部 佳子	鳥薬第五〇六号	昭和五十七年十月二十九日

鳥取県告示第千九十一号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十七年十二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
浜坂薬局	鳥取市浜坂字都築山 一三五八―六八	昭和五十七年十一月二十六日

鳥取県告示第千九十二号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年十二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字淵見字深山ノ上六七三の一、六七三の二、六七五の

一、六七五の四、六七五の五（以上五筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千九十三号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年十二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千九十四号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年十二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
八頭郡船岡町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的
水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課並びに河原町役場及び船岡町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画道路路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 三―四―二十車尾日久美町線

三 事業施行期間

昭和五十三年十二月二十二日から昭和六十一年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 なし

鳥取県告示第千九十六号

昭和五十二年五月鳥取県告示第四百六号（海岸保全区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和三十九年三月鳥取県告示第百九十三号（海岸保全区域の指定について）は、廃止する。

昭和五十七年十二月三日

表の鳥取県鳥取沿岸赤碓港海岸赤碓東地区海岸の項の次に次のように加える。

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県鳥取沿岸赤碓成港海岸

基点一	西伯郡名和町大字豊成字唐崎一四一七番一地の標柱一
基点二	字同道八六一番地の標柱二
基点三	八五六番地の標柱三
基点四	字船磯八四二番一地の標柱四
基点五	字北原八二一番地の標柱五
基点六	字東後田四八八番九地の標柱六
基点七	字西後田四八七番一地の標柱七
基点八	四八〇番一地の標柱八
基点九	字下西空三六五番三地の先の標柱九
基点十	基点九から二五度〇〇分二〇メートルの点
基点十一	基点九から三五二度二〇分一三三メートルの点
基点十二	基点九から三五八度四〇分二〇〇メートルの点
基点十三	基点八から二七度〇〇分二三三メートルの点
基点十四	基点八から四六度〇〇分一一七メートルの点
基点十五	基点六から北一〇〇メートルの点
基点十六	基点四から北一三〇メートルの点
基点十七	基点三から北八〇メートルの点

基点十八	基点二から七〇メートルの点
基点十九	基点一から二八七度三〇分八七メートルの点
基点二十	基点一から三八度〇〇分一四メートルの点

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十七年十二月三日

鳥取県選挙管理委員会 田 中 雄 樹

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

期間	昭和54年1月1日～12月31日
政治団体の名称	さねしげ一男後援会
報告年月日	昭和57年11月19日

1 収入・支出の総額	収入総額 329,140円	前年繰越額 29,140円	本年収入額 300,000円	支出総額 42,000円
	収入の内訳 (1)	収入の内訳 (2)		

寄附（内訳別掲）	個人からの寄附	300,000円	個人からの寄附	300,000円
小 計	300,000円	その他	300,000円	
合 計	300,000円	小 計	300,000円	
〔寄附の内訳〕		〔寄附の内訳〕		
個人からの寄附		個人からの寄附		
その他	300,000円	その他	300,000円	
小 計	300,000円	小 計	300,000円	
(2) 支出の内訳	事務所費	42,000円	事務所費	42,000円
小 計	42,000円	小 計	42,000円	
合 計	42,000円	合 計	42,000円	
期間	昭和55年1月1日～12月31日	期間	昭和56年1月1日～12月31日	
政治団体の名称	さねしげ一男後援会	政治団体の名称	さねしげ一男後援会	
報告年月日	昭和57年11月19日	報告年月日	昭和57年11月19日	
1 収入・支出の総額	収入総額 287,140円	1 収入・支出の総額	収入総額 245,140円	
(1) 収入総額	287,140円	(1) 収入総額	245,140円	
前年繰越額	287,140円	前年繰越額	245,140円	
本年収入額	0円	本年収入額	0円	
支出総額	42,000円	支出の内訳	245,140円	
(2) 支出の内訳	支出の内訳 (1)	支出の内訳 (2)		
収入・支出の総額	10,500円	事務所費	10,500円	
小 計	10,500円	小 計	10,500円	
政治活動費	234,640円	政治活動費	234,640円	
寄附・交附金	234,640円	寄附・交附金	234,640円	
小 計	234,640円	小 計	234,640円	
合 計	245,140円	合 計	245,140円	